

日時 令和5年11月27日（月）14時00分～

会場 特許庁庁舎9階 庁議室（オンライン会議併用）

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第7回財政点検小委員会

### 議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開会 .....	1
2. 特許特別会計の財政運営状況等（前半） .....	3
3. 自由討議（前半） .....	11
4. 特許特別会計の財政運営状況等（後半） .....	24
5. 自由討議（後半） .....	26
6. 閉会 .....	31

## 1. 開 会

○細川総務課長　それでは、若干早うございますが、全員そろわれたということでございますので、産業構造審議会知的財産分科会第7回財政点検小委員会を開催させていただければと思います。

私、事務局を務めます特許庁総務課長の細川でございます。

本日、御多忙の中、委員の皆様には、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行につきましては、引き続き、小林委員長にお願いしたいと思います。

それでは、小林委員長、どうぞよろしくお願いたします。

○小林委員長　ありがとうございます。

本日は、特許特別会計の財政運営状況等について、事務局からの報告を踏まえ、議論したいと思います。

それでは、議題に移る前に、事務局から、委員の出欠状況及び定足数等について、御説明をお願いいたします。

○細川総務課長　本日、議決権を有する全7名の委員中、過半数を超えます6名の方々に御出席を賜ってございますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本小委員会は成立となります。

なお、滝澤委員におかれましては、本日、御都合がつかず、御欠席となっております。

また、本日も、関係団体の皆様には、オブザーバーとして御参加いただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

「座席表」、「議事次第」、「タブレットの使い方」につきましては、お手元に紙で配付させていただきました。「委員名簿」、「資料」につきましては、お手元のタブレットで御覧ください。

タブレットの使い方でお困りの際は、手を挙げていただくなど、合図していただければと思います。

議事の公開につきましては、前回同様、本小委員会では、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行ってございませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。今回も、委員の皆様方に後日、議事録の内容を御確認いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○小林委員長　ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、濱野特許庁長官から一言、御挨拶をお願いいたします。  
○濱野長官 特許庁長官の濱野でございます。

小林委員長はじめ、委員、オブザーバーの皆様、本日は、大変御多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

財政点検小委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

恐縮でございます。着席にて失礼いたします。

本小委員会は、本日で7回目を迎えますが、特許特別会計の財政が危機的な状況にありました発足当初より、委員、オブザーバーの皆様から継続的に御指導を賜り、歳出削減や料金の見直し等の取組を進めてまいりました。おかげさまをもちまして、足元では剰余金を約750億円確保できるなど、財政状況は好転してきたと考えております。これまでの御指導に改めて心より感謝を申し上げます。

一方、将来のシステム刷新等の投資経費の確保に向けては、まだまだ油断できない状況と考えてございます。今後、皆様に継続的に点検いただくことが大変重要でございますので、引き続き御指導を賜れますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の小委員会では、令和5年度の上半期時点での出願動向等の直近の状況をお示ししまして、これまで行ってきたシミュレーションと比較しながら、今後の財政の見通しについて、御説明をさせていただきます。

例えば、昨年度に大きく減少しました商標出願やPCT出願の今後の見通しは財政運営上重要なポイントでございます。前回6月の小委員会では、皆様から、「今後は回復が見込まれる」との御意見を賜り、大変参考になりました。実際に今年度は、商標出願やPCT出願の回復傾向が見られておりまして、適切な見通しを立てることができたと考えております。

このように、財政運営においては、今後の出願動向をできる限り正しく予測し、予測結果に基づく必要な対応を行い、次の予測につなげるサイクルが重要と考えてございます。

本日も、皆様の専門的な目線で点検いただき、忌憚のない御意見を賜れますと幸いです。

また、本小委員会では、特許特別会計に関する情報開示の取組も進めてまいりました。皆様から御指導を賜り、本年2月に公表いたしました「特許特別会計レポート」について、今年度版を来年2月頃に公表すべく作業を進めておりますので、こちらにつきましても御意見を賜れますと幸いです。

限られた時間でございますが、忌憚の御意見、御議論を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林委員長　　ありがとうございました。

## 2. 特許特別会計の財政運営状況等（前半）

○小林委員長　　それでは、議事に入ります。

事務局からの説明をお願いいたします。

○細川総務課長　　それでは、お手元資料を御覧いただければと思います。

資料が大部にわたりますので、まず、2ページで御覧いただいています目次の3つ目までを御説明申し上げた上で、一旦、その段階で御意見を頂戴いただければと思います。その後、項目4以降につきまして、改めて御報告をさせていただきつつ、御意見を再度賜ればと考えてございます。

それでは、まず、4ページを御覧いただければと思います。今回の小委員会で取り扱う内容でございます。

今、年2回開かせていただいております、前回6月でございました。6月の時点ですと、決算、あるいは概算要求の数字が出ていないということで、その見通し、見込みということで、その点検をさせていただきましたが、11月、この時期になりまして、決算の数字も出てまいったことと、8月末には概算要求も出されたということでございますので、そうした実績も踏まえまして、6月の予測と比較しながら点検いただくということかと考えてございます。

その上で、順番に御説明申し上げます。

5ページ以降、まず、6ページでございます。今申し上げました決算の数字の概要でございます。

令和4年度でございますので、下の枠のそれぞれのエリアの真ん中のところでございます。決算額は右でございますので、歳入に関しましては1,449億円、歳出に関しましては、一定の繰越し、あるいは効率化等ございましたということで、執行率91%、1,426億円ということになってございます。

こうした影響がございまして、剰余金は一番下でございますが、予算646億円でありましたところ、決算では748億円ということで、想定より増加しているということでござい

ます。

次のページ以降でございます。

その上で、こうした数字は、前回も御議論を賜りましたが、いわゆる駆け込み納付の反動減があり得るのではないかとということでございます。

前回6月でございますが、いわゆる駆け込みにつきましても、最大180億見込まれたところ、令和4年度中に120億円の発現が見込まれるということでございましたが、実際にその残りの60億はどうなったかということを見ていく必要があるかと思えます。

7ページの下グラフでございますが、色分けが細かくなっておりますが、年度ごとの特許料の納付実績でございます。

御覧いただきますように、右側、令和3年度の最後の段階でググッと上がったということでございます。それ以降、紫が令和4年度、黄緑が令和5年度ということでございます。

令和5年度の実線が実際の実績でございますが、これを過去と比較できるように旧料金に換算したものが点線のグラフでございます。

こちらを御覧いただきますと、過去の駆け込み前の実績よりも、いずれも高くなっているということでございます。もともとこの60億円は保守的な見積りであったのか、あるいは別の要因で発現していないということなのか、定かでないところがございますが、いずれにしても、反動減が大きく影響するような状況ではなくなっていると分析しているところでございます。

8ページにつきましては、前回の資料でございまして、まさに120億円の分析をお示したものでございます。

9ページも前回の資料でございまして、先ほど御覧いただきましたような駆け込みの様子が右下で御覧いただけるかと思えます。

続きまして、10ページでございます。「特許料等の料金改定の影響等について」ということでございます。

前回6月に委員の皆様方から、料金改定の影響、あるいは円安物価等々の状況につきまして、経済的な分析が必要ではないかという御指摘を賜ったと認識してございます。その上で、我々も頭を絞らせていただきましたが、サンプル数が少ない中で、経済動向、あるいは技術の発展動向などを捨象して、ミクロな分析をするというのはなかなか難しゅうございまして、定性的ではございますが、各産業財産権のユーザー20者をピックアップさせていただきまして、こうした料金、あるいは為替の影響等のヒアリングをさせていた

だいたところでございます。

その結果、20者のうち、いずれも影響がないと答えられた方々は15者ということでございます。

残りの5者につきましては、例えば、料金改定について、出願が減少したと答えられた方々もいらっしゃいますが、例えば、こちらにパリルートへの切替えということが書かれてございますが、これは、海外に出願する際に、いわゆるPCTという条約よりも、出す国が少ない場合には、パリ条約に基づいて、個別に出願する場合のほうが安いということもございますので、特許庁への出願を絞り込むというよりは、実際にビジネスの展開を考えて、海外の出願先を絞り込んで、効率的に特許権を取得するような戦略を取られたということかと思っております。

右側が円安・物価上昇の影響でございます。

物価上昇につきましては、比較的ネガに働くところがございますが、円安につきましては、もともと日本経済は、円安になれば株価が上がるといったところもございました。同じように、業績が上がって、出願が増えるというお答えをされたところもございます。そのように、両側に働くところもございますが、いずれにしましても、ググッと出願が減るような形にはなっていないというお答えを多々頂いたところでございます。

続きまして、11ページ以降は、歳出歳入、剰余金の推移の動向でございます。

剰余金につきましては、御覧いただいています赤のグラフのように、ここ10年ほどで一気に下がってきたところでございますが、いろいろ御指導を賜りまして、料金引上げをさせていただいた結果、ここ2年、回復の傾向が見られるということで、先ほど申したとおりでございます。

ただ、黄色の歳入の部分につきましては、駆け込みの歳入が令和3年度にありましたので、150億円程度、令和4年度のほうに移しながら御覧いただくと、料金の引上げの結果、歳入も増えているということが、御想像しながら御覧いただけるのではないかなと思っております。

続きまして、12ページは、今の歳入・歳出の部門別のところをお示ししてございます。

やはり特許が大きく、続きまして商標ということでございますし、黄色のPCTの部分が、令和3年度、令和4年度のところで大幅値上げをさせていただいたということで、歳入が倍近い額になっているということで、収支が改善したことが御覧いただけるのではないかと考えてございます。

以上が、決算の数字に基づきました分析でございます。

次は、今後の財政を占うという大きなファクターでございます出願等の動向になります。

まず、14ページ、特許からでございます。

特許の出願動向につきましては、青、黄色、緑ということで、今年度が緑のグラフになります。

この上半期を見ますと、前年同期比9.6%で、大きく増加ということになります。真ん中あたりを御覧いただければ、9月に緑のところは1万件レベルでググッと上がってございまして、こちらは、報道等で御案内のところがあるかもしれませんが、特定の企業様が大量の出願をされたということで、これ一事でこの9.6%を大きく評価することはなかなか難しいところがございますが、ただ、AI関連の出願が、これに限らず、徐々に増えているところがございますので、そうした動きが特許の出願を支えていくのではないかなと考えてございますので、引き続き、下半期の動向を注視する必要があるかと思っております。イノベーションボックス税制の話も出ておりますので、今後、そうしたところも注視してまいりたいと考えてございます。

続きまして、審査請求件数につきましては、前回も微減傾向ということで御報告させていただきましたが、今回マイナス2.8%ということで、過去数年の傾向と大きな差異はないと分析してございます。

続きまして、意匠でございます。16ページです。

意匠につきましては、前年同期比でマイナス4.6%ということでございます。前回御報告した見通しから大きな変化はないということでございますが、前回、意匠につきましては、コロナ、あるいはテレワークの関係で、少しバブル的に出願が増えたところがございますが、それが落ち着いてきたというところと、海外シフトが進んでいるというところもあるので、中長期的に見ると、微減ではないかというところで見通しを出させていただいていますが、そうした方向に沿ったものと理解してございます。

続きまして、商標、17ページでございます。

商標につきましては、下の青から黄色いグラフに大きく落ち込んだということで、前回、2021年度と2022年度との比較ではマイナス9.3%の減少幅ということで、こちらの原因につきましても、意匠と同様に分析をさせていただきまして、やはりコロナ関係の分野、薬剤等の出願が落ち着きつつあるということでございました。

ただ、一方で、リアルのみならず、メタバースの関係、デジタルの部分もしっかり権利

を確保していこうという動きが出てきてございまして、そういった出願が下支えをしているという状況でございます。そういったこともありまして、この減少の幅が緩和して、今年度上半期に関しましては、前年同期比でマイナス1.8%というところに持ち直してございますので、前回の見通しと同様の動きと考えてございしますが、いずれにしましても、引き続き、動向を注視してまいりたいと考えてございます。

次の18ページは、前回お示ししました商標の出願減の理由のところでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、国際特許出願（PCT出願）でございます。

こちらは、今回の上半期につきましては、前年同期比でプラス10.9%ということでございます。

ただ、こちらは、料金値上げに伴います反動減が表れているというところでございます。2022年の4月に料金引上げということございましたので、その直前の1～3月あたりにググッと多く出願がなされたということもございますので、その反動を受けた4月以降の上半期、去年と比べますと、今年度は大きく出て当然ということもございまして、そのあたりの影響を捨象すべく、1月から9か月間ということで比較してみますと、下のグラフで御覧いただきますと、緑と青の部分が重なっておりますように、去年のそうした駆け込みの部分抜きと、例年どおりの動き、横ばいと考えてございます。

ただ、いずれにしましても、前回、PCTにつきましては、出願が回復していくのではないかと見通しいただいております。引き続き、動向を注視してまいりたいと考えてございます。

次の20ページは、前回お示ししましたPCT出願動向でございます。

以上を踏まえまして、いわゆる予実管理、シミュレーション・ダッシュボードの御説明をさせていただければと思います。

22ページを御覧いただければ幸いです。これまでの委員会におきましての議論を整理させていただきます。

剰余金につきましては、いわゆるリスクバッファとしての400億円、加えまして、投資資金として、システム、あるいは中長期的には庁舎の改修のための費用を確保するというところで、合計1,800億円を6通りのシナリオ、出願件数が3パターン、物価上昇率が2パターン、3掛ける2で6通りのシミュレーションを行って検討いただいたところでございます。

小委の結論ということで下に書かせていただいておりますが、ワーストケースでも、リスクバッファのところが当面しっかり確保できるように、推移を見ることが妥当ではないかという御指摘を頂いているところでございます。

次のページ以降は、これまでの委員会でお示しした資料の繰り返しでございますので、詳細は省きますが、23ページは、3つのシナリオということで、商標、あるいはPCTの動きが大きく影響してくるということでございますし、24ページ以降の3つのページにつきましては、それぞれ出願件数3パターンを物価上昇率2パターンでシミュレーションした結果をお示しているところでございます。

そうしたところを踏まえまして、27ページ以降は、今回のダッシュボードとなります。

まずは特許でございますが、1行目に書いてございます出願件数、あるいは審査請求件数につきましては、先ほど御説明したとおりのところでございますので、こちらにおきましては、2行目、設定登録件数は前年同期比でプラス3.7%というところを御覧いただければと思います。

設定登録件数は、審査をして、それに合格した場合に、特許料をお支払いしていただいて登録になるということでございますので、基本的には、審査が進めば進むほど、登録が増えていくような関係でございます。そのため、今、審査処理期間、体制の整備、あるいは効率化ということで、迅速化を進めているところでございますので、こういった結果が反映されているものと理解してございます。

その上で、引き続き、特許の審査迅速性を維持していくということでございますので、少なくともこれ以上の水準になっていくのではないかと考えてございます。

右にございます本来の中位のシナリオですと、下がっていくというのを黄色の線で引いてございますが、これを上回る水準になっていくのではないかと考えているところでございます。

28ページにつきましては、国際的な比較もお示ししまして、先ほどの迅速化のところの裏づけをお示しさせていただいているものでございます。

続きまして、29ページ、商標でございます。

意匠につきましては、規模が少し小さめということもありますので、商標のほうに飛ばさせていただきます。過去も同様と伺ってございます。

商標につきましては、先ほど申しました出願件数については、1行目に前年同期比でマイナス1.8%ということで書かせていただいております。

今回大きく変わってございますのが、2行目にあります設定登録件数で、こちらが前年同期比でマイナス33.6%ということでございます。こちらは、先ほど申しました昨年度の出願件数の減少に連動して、審査処理件数が減少したということがございますが、9.3%の減少で全てを説明するわけにはまいりません。先ほど特許のところでも申しましたような、審査処理のスピードが大きく効いているということでございます。

左下の緑のグラフを御覧いただければと思います。

登録件数につきましては、2020年度あたりからググッと上がりまして、22年度から少し減り、今回、大幅に減って、増える前あたりのレベルに近づきつつあるというところがございます。

こちらにつきましては、30ページの商標審査の審査期間を御覧いただければと思います。

ファーストアクション、あるいはトータルペンデンスー、それぞれこの2～3年で大幅に短くなっているということございまして、2桁から1桁台になっているということで、こちらの影響が、先ほどの登録件数の推移とほぼ重なっているというところがございます。

今後どうなっていくかというところの参考で、31ページをつけさせていただいています。

商標につきましては、これ以上、どこまで審査期間を早くすべきかというところで、恐らくここは、スピードと権利としての強さのバランスが関わってくるということで、特に、実際に商標の審査をする審査官の手元に、過去、どれだけ同じような出願が出たかというデータがそろいまで、最新の情報が入ってくるまでに数か月あるというところもございまして、そういったところをしっかりと踏まえながら権利化していくのか、あるいは、分野によっては、とにかくスピードが命というところもあろうかと思っておりますので、そういった分野の方々には、下にございますような「早期審査」という制度を御利用いただきつつ、基本的には6か月、あるいは7か月というところで、巡航速度で進めていくということになろうかと考えてございます。

こちらは、財政というよりは、少し制度論になってきてございますが、財政のこれまでの分析に大きな数字の変化がありましたので、原因を御説明させていただきますとともに、短期間のマイクロな財政管理において非常に重要なファクターであることは確かなのですが、今後、おかげさまで、少し上向きになりつつあるということでございますので、少し中長期的な観点から、財政により大きな影響を与えます出願件数あたりをどのように使って、しっかり分析していくかということも考える必要があろうかと思っておりますのでございます。

続きまして、PCTでございます。32ページです。

こちらの出願件数は、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。前年同期比でプラス10.9%。ただ、こちらは、特許庁のほうに登録などございませんので、先ほどの数字そのままということになってございます。

33ページは、冒頭申しました748億円の剰余金ということでございまして、今、左下の緑のグラフのシナリオより上回っているということでございます。これを着実に増やしなが、右側のグレーと黄色のところにとどり着くというのがシナリオと考えてございます。

34ページは、1,800億円にとどり着くまでのトレンドを紫の点線で示させていただいてございます。

今の中位のシナリオを前提にした場合の剰余金のたまり具合が棒のほうでございまして、現在のオレンジの実績から、年ごと、水色、緑、青、茶色などと上がっていくということでございます。

上に数字がございしますが、中長期的なトレンドとしては、おおむね紫の傾きに合っているのではないかと考えてございます。

前半の最後になりますが、35ページでございます。

これまでの数値を踏まえた結果というか、予測を下の表に示させていただいてございます。

特に影響が出てまいりますのが、スタートの剰余金のところが予想より少し積み上がっているというところ。

あとは、登録件数につきまして、特許はプラス、商標はマイナスということで、方向性は違いますが、こちらを加えた形ということで、下にそれぞれのシナリオへの影響を加えさせていただいています。

差引き、ちょっとマイナスになってございますが、特に、②の登録件数につきましては、今後、審査スピードを一定化していくということで、恐らくワンショットの影響になるだろうと考えてございます。

それに引き換えまして、①の決算の節約、あるいは効率化というところの影響が今後出てくると思っておりますので、中長期的には、このあたりをオフセットしつつ、現在のシナリオの予測と大幅なずれは生じないのではないかと、事務局としては分析させていただいてございますが、こちらは、委員の皆様方から御議論があらうところかと思っております。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○小林委員長　　ありがとうございました。

### 3. 自由討議（前半）

○小林委員長　　それでは、ここまでの内容について、自由討議に移りたいと思います。

会場にいらっしゃいます委員の方は、御発言の際は、挙手いただくようお願いいたします。

また、オンラインにて御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクとカメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

オブザーバーの皆様も、御発言の際は、同様にしていただけたらと思います。

それでは、自由討議をしたいと思いますので、御自由に御意見、御質問をお願いいたします。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　　12ページの部門別の歳入・歳出についてお伺いいたします。

今回、この図を入れていただきまして、どうもありがとうございました。財政状況を見るに当たっては、件数のデータだけでは把握しにくい部分があるので、このような金額データは非常に参考になります。

ただ、少し読み取りにくいところがあったので、質問させていただきたいのですが、動きが読み取りにくかったのが、PCTの収支、それから、この画面のグレーのところのその他の収支になります。

PCTについては、歳入が大幅に増加しても、歳出がかなり抑えられているので、収支の金額は、非常に改善が大きいわけですが、このあたりは一時的な要因増など、何か構造的な変化要因があったのかというのが1点目です。

その他の収支につきましても、数十億のマイナスとなっておりまして、年によって、かなり変動があるのですが、システム投資とか、何か要因があるようでしたら、今後考える上でも参考にさせていただきたいので、御説明いただければと思います。

以上です。

○小林委員長　　では、事務局から回答をお願いいたします。

○細川総務課長 おっしゃっているのは、令和3年度と令和4年度で、黄色の歳出は131と130で、あまり変わらないというところだという御趣旨でよろしかったですか。

○佐藤委員 そうですね。収支でいくと、マイナス88からマイナス50まで大幅に改善しているということです。

○細川総務課長 ありがとうございます。件数が増えて、歳入が増えた場合、歳出も件数に連動するような要素があります場合には、それに応じて増えるということになるかと思いますが、こちらに関しましては、PCTのほうは、料金をほぼ倍にさせていただきましたので、43が素直に80ぐらいになりまして、歳出のほうは、やっていることがこれまでと大幅に変わっているわけではないということをごさいます、こちらの歳出のレベルは130規模で落ち着いているということで、収支が料金値上げの分だけ改善したと御理解を賜ればと思います。お答えになっていれば幸いです。

○佐藤委員 分かりました。1問目については理解いたしました。

○細川総務課長 2問目のその他の部分につきましては、為替の影響、あるいは物価の上昇などが予算上にストレートに出てくるものと間接的に出てくるもの、両方ございますが、例えば、海外機関に送金するような外貨でございますと、そちらのほうが大きく増えてくるというところがございますが、ただ、物によっては、日本の特許庁がユーザーの方から頂いて、それをそのまま為替の額に応じた形で海外機関に送りますので、こちらの為替が増えたとしても、歳入と歳出でバランスするようなものもあるということをごさいます、そういった影響が出てくるところと出てこないところ、それぞれの影響が、例えば為替だと出ていて、それが歳出だと完全に積み上がりますので、そういったところが増えていくと御覧いただければ幸いです。

○佐藤委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○小林委員長 歳入と歳出というところで見ますと、件数やレートが上がった関係もあり、歳入と歳出に影響が出ているということです。先ほど、7ページにて、特許料について、旧料金換算のものも入れていただいたのですが、旧料金だと、それほど変わってはいなかったということで、換算すると、特許の歳入も実際には増加したという理解で大丈夫ですか。12ページでは、PCTは歳入が増加していますが、特許のほうはグラフ上、歳入が少し減少しているようです。

○細川総務課長 そういう意味では、特許の件数が大幅に上がりましたのは令和5年のところでございますので、12ページのグラフ内において、影響として出ているところでは

ございません。令和3年、令和4年のところにつきましては、いわゆる駆け込みがありましたのと、旧料金と新料金の換算ということもあるので、R3とR4の動きをきれいに比較するのは難しいところがございますが、そういった両方の要因が重なった上で、この差がちょっとできているというところがございます。よろしければ、分析を細かくさせていただきます。

○小林委員長 ありがとうございます。そうしますと、料金が変わったということですから、今後、その出願の動向、歳入の動向、歳出の動向といったところで、分析ができてくるという理解でよろしいですね。

○細川総務課長 さようございます。

○小林委員長 それでは、亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

私は、スライドの10枚目に関して、質問をさせていただきたいと思います。

まず、特許料等の料金改定の影響が気になっていたのですが、大企業、中小企業及び大学にヒアリング調査を実施していただいたとのことで、これは貴重な資料だと思います。我々学者側がアンケート調査やヒアリング調査をするときに、どうやってアンケート対象やヒアリング対象を選んだかという質問を、学会などで発表するときにもよく受けるのですが、ここではどのような基準でヒアリング対象を選ばれたか、何か基準があったら教えていただければと思います。

以上です。

○小林委員長 では、事務局、お願いいたします。

○細川総務課長 ありがとうございます。普通、役所におきまして、一定程度、期間を取って、アンケート調査をやる場合には、いろいろと条件を細かく設定した上で、対象を選んでいくというところがございますが、今回につきましては、年度の途中で大規模に調査を行うという形よりは、ヒアリングをさせていただくということでございましたので、我々が今回選定した基準としましては、過去数年に出願していただいた数が多い大企業様、中小企業様、大学の皆様に、できる限り業種や規模が隔たらないように、アポイントを入れさせていただいて、お受け頂いたところということでございまして、20者ですので、これが統計学的に有意かどうかというところは、若干議論はあろうかと思いますが、おおむねの定性的な雰囲気をおつかみいただくには、参考資料としてお示しし得るものではないかということで、今回、御用意させていただいた次第でございます。

○亀坂委員　ありがとうございます。ヒアリング調査の場合は、どうしても件数が限られてしまいますし、アンケート調査の場合にも、回答を強要するというのはルール違反ですので、今教えていただいたような形で行っていただいたということで、ありがとうございました。

○小林委員長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

○土居委員　どうも御説明ありがとうございました。

最後の35ページが、ある意味で、今日の議題で一番確認すべきところなのかなと思いました。

2036年度に1,800億円、剰余金として備えることが望まれるところで、今のところ、35ページによると、6つのうちの5つのシナリオでは、1,800億円を超えていることが確認できたということで、確かに足元で、商標の出願が影響を受けていることはあるとはいえ、それが重大事になっているわけではないことは確認できたということで、大変よかったですと思います。35ページにも書いてあるとおり、引き続き、これの動向を注視していただきたいと思います。

商標の出願が減少しているというところは、確かにコロナの影響があるとか、様々な影響があるので、完全に見極めるのが難しい面は、まだ数年ぐらいは続くというところがあると思いますので、そこはまさに注視していただいとということかと思いますが、2022年度の動向と今年度の2023年度上半期の動向は明らかに近い水準ということですので、この調子で行っていただければ、影響は重大にならないで済むというところがあって、どうしても2021年度並みに戻さなければいけないというほど躍起になることはないと思います。けれども、引き続き、商標の出願件数がさらに減ることがないのかどうなのかということを見守っていただければと思います。

別に商標にこだわることはないのですが、ただ、これから様々に産業構造が変わってきて、まさに新たな商品開発という場面が増えてくるということになれば、当然商標を新たに獲得するということが今後出てくる。古い商品を今後もずっと売り続ける。多くの商品の中で、ないしはB to Bのビジネスの中で、ロングセラー商品が多くを占めるということになると、新しい商品で商標を獲得するということがなかなかかなりにくいのもかもしれませんが、代替わりというか、ビジネスモデルが様々に変わってくるということになると、今

までと違った商品で、新たにビジネスを展開していくという場面になるほうが確率的には高いだろうと。ロングセラー商品を今後もずっと売り続けて、伝統的なビジネスで、今後も引き続き稼いでいけるということのほうが、確率が低いと目下見られている経済情勢ではないかなと思いますので、そんなに大きく商標出願が減るといふほど、ないしは商標出願が大きく減ることが確実視されているといふほどではないだろうといふことかなと。

それとともに、これは今後もどこまで継続的な動きになるのかといふのは予断を許さないところがありますが、14ページを御覧いただくと、これは9月の特異な現象なのかもしれないかもしれませんが、今後の特許出願に関しては、人工知能、AIを含めて、もしかすると、今までにないような出願が特許で出てくる可能性もあるといふことで、これがその予兆であるといふれば、財政面では好影響になると思います。

ただし、全体の財政収支を見渡しつつも、もしこの特許出願が今後増えてくるといふことになれば、それに備えた審査体制の強化も怠らずに、しっかり進めていただきたいと思つた次第です。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。出願申請数がこのように非常に上振れになったとき、そうした不確実な状況が出てきたときに、特許庁としてどのような審査体制を取るかといふことについて、少し御説明ください。

○細川総務課長 ありがとうございます。まず、商標、あるいは特許も、新しい分野、あるいはAIなどの出願件数が増えていくという方向性は、我々としてもありがたいといふところがございますが、ただ、財政の観点から、待っているだけではなく、新しい時代に対応した制度をしっかりと御提供するといふところが特許庁の根本のところかなと思つてございますので、まず、そこはしっかりとさせていただければと思つています。

その上で、まさに御指摘がございました審査の体制といふところがございますが、例えば、先ほどAIのお話がございましたが、まさに今、特許庁もAIの審査体制の整備に必死に努めているところがございます、AI分野のみならず、今、AIを使って、各分野におきまして、いろいろな特許発明が出されているところがございますので、全分野にAIの担当官を配置するようなこともいたしまして、新しい技術分野にもしっかりと対応して、特許庁が提供する知的財産の制度を使つていただけることをしっかりとお示ししつつ、それがまた新しい出願の獲得につながつて、財政の好転につなげていくといふところが大事かなと思つてございます。

その上で、出願増、あるいは内部の体制の効率化などを図りながら、より効率的・効果的なシステムなり審査体制を整備して、時代のニーズにしっかり応じた形で対応できるように、今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

○小林委員長　ありがとうございます。いろいろな技術のイノベーションが起こると併せて、特許庁の中の審査体制もイノベーションを図らなければいけないということだと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

山内委員、どうぞ。

○山内委員　ありがとうございます。私は、資料の11ページはすごく面白い図だなと思いました。特許政策として、審査請求料や特許料の値上げや値下げが過去に行われてきたわけですが、歳入に結構如実に表れているところが、定量的な分析をするときはすごく面白いと思うのですけれども、特に、例えば、2004年に審査請求料を引き上げたときは順調に伸びて行って、収入が増え過ぎてしまって、引下げを2008年にやったときにガクッと抑えられる。2019年に審査請求料を引き上げて、これは3年間、審査請求期間がありますので、多分2022年ぐらいまでは徐々に増えていく。先ほどのお話だと、審査請求件数などはあまり影響がなかったということですし、特許料の引上げの前倒し効果が150億円ぐらい、2021年分に計上されている。これを2022年に上乘せするということになるので、2019年からかなり右上がりに伸びているというトレンドを持ってきているので、今後、引下げなどの政策を行わない限り、このまま伸びていく可能性もあるかなと思ひまして、そうすると、剰余金はもうちょっと早いペースで積み立てられるのかなという気もしています。

ちょっと別の話なのですが、商標だと適正なF A期間が31ページに書いてあって、6か月から7か月だと。特許の場合の最適な期間は、特に明示はないのですけれども、今のところ、大体10か月ぐらいで推移しているので、そのくらいかという感覚だと思うのですが、先ほどのお話にもあったとおり、ボリュームだけではなくて、技術の質というか、複雑さも考えていったときに、必ずしもこの10か月に厳守する必要はないのかなと。新しい技術が出てきたときには、少し長くなっても、より厳密な審査をするという体制を整えていくのも重要なかなと思いますので、そういう意味では、数値目標は確かに重要なのですが、そこに表れない質的な側面も今後見て、剰余金の使途も含めてよく考慮していただけたらなと思います。

以上です。

○小林委員長　ありがとうございます。すごく難しい問題があると思ひます。技術の複

雑性と競争力といった面で、F Aの期間をどのように考えていくかということだと思っておりますが、何かありましたらお願いいたします。

○細川総務課長 ありがとうございます。

まず、1点目の剰余金につきましては、今おっしゃるとおりのトレンドで積み上がりつつあるところでございますが、ただ、システムなどは、年によって少し波が出てきますので、そのあたりも踏まえた上で、少し入り繰りあった上で、最終的に2036年度に1,800億円に到達すべく、今、シミュレーションもさせていただいているところでございます。今、そこと大幅にずれてはいないところですが、ただ、今回のような剰余金の積み上がりがここ数年、トレンドで続くようだと、そのあたりがちょっと影響してくるかなというところはございます。

あと、審査の期間につきましては、まさにおっしゃるとおり、技術の複雑さ、あるいは文献自体を確認する量が増えているということで、ここ十数年、中国などの出願が増えたというところがございますので、そのところは、同じ1件をやるのでも、見ていくボリュームが増えるというところで、そのあたりは、機械化の翻訳やサーチの効率化、まさにシステムなどが非常に重要になってくるところでございますので、そうしたところのバランスを踏まえながら、どこまでを目指していくかというところで、我々はいわゆる実施庁でございまして、実施庁目標を立てるに当たって、有識者の方々にも御議論いただいて、数値をお示しさせていただくというところでございますが、まさにその質的なところもできる限り考えつつ、目標を設定しているというところでございます。

庁内から特に何か補足はございますか。

○今村調整課長 ありがとうございます。調整課長をしております今村です。

今お話しいただいたとおり、一次審査期間、権利化までの期間につきましては、全体の平均値ということで、目安としてこういったものを出させていただきまして、世界最速・最高品質の審査というところを目指しているわけですが、技術やトレンドによっては、出願がたくさん出てくる分野や、出願自体の難易度が増している分野もございますので、技術分野ごとに見ますと、期間の長短は出てきているところでございます。ある分野だけ非常に遅いとか、ある分野だけ非常に早いというところは、ユーザーの皆様にとって不公平を感じるころでもございますので、我々としましても、できる限り、長短の幅がないように、例えばITの技術とか、審査体制の柔軟さみたいなところを工夫しながら進めていくというところが、今後、出願、トレンド技術の内容に合わせて対応していくところと

認識しておりますので、審査は、そのような形で、しっかり進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小林委員長　　ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの方から御発言の御希望がありますので、まず、経団連の萩原オブザーバー、お願いいたします。

○萩原オブザーバー　　ありがとうございます。私から幾つかコメントさせていただきたいと思えます。

1つは、PCTなのですが、19ページ、20ページに記載がございますけれども、国際出願関係手数料の引上げは、会社的には予算に織り込んでいるといった状況で、それほど大きな影響はないと言えらると思えます。

一方で、急激に円安が進みまして、しかも一定期間続くといった状況でありますので、外国代理人費用や外国特許庁費用の負担増のインパクトが結構ございまして、したがって、PCTの出願については、必要性を検討せざるを得ないという実態があるということであります。

2つ目ですが、御承知のように、コーポレートガバナンス・コードの改正で、知財情報を一定レベルで開示しなくてはならない。また、それに基づいて、投資家への説明責任が生じておりまして、そういう意味では、上場企業は、特許出願の適正性について、投資家の声を無視できないという状況でございまして、いろいろな声があると思うのですが、例えば、特許出願数が他社に比べて少ないということであれば、それを増やしていくことを検討していく必要性がありますし、一方で、無駄な出願があるのではないかとという声がありましたら、それを厳選するとか、そういうものを外していくといったことで、特許出願数の下振れにつながっていくということも考えられますので、そういう意味で、コーポレートガバナンス・コードの改正は、上場企業については結構大きいということであります。

最後、3つ目は、商標ですが、基本的には、これからDX系の新たな事業が増えていくと考えていまして、当社もそうなのですけれども、それに伴う商標の出願につながっていくと考えられますので、横ばい、あるいは漸増と見ているところであります。

これは私からの意見でありますので、特段、特許庁さんからの回答は要らないのですが、ぜひ意見として捉えていただければありがたいなと思えます。

以上であります。

○小林委員長 大変貴重な御意見ありがとうございました。コーポレートガバナンス・コードの改正の影響、投資家に対してどう説明していくのか、特許の質の問題、あるいは数の問題などもあるということと、商標についてもD X系があるということで承りました。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

○細川総務課長 特にはございませんが、そのあたりもしっかりと注視して、今後の分析の参考にさせていただければ幸いです。

○萩原オブザーバー よろしくお願ひします。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、日本商工会議所の加藤オブザーバー、お願いいたします。

○加藤オブザーバー 日本商工会議所の加藤です。御指名ありがとうございます。

まず、御説明いただいた財政シミュレーションの結果によると、健全に運営をされているということで敬意を表します。今後も引き続き、よろしくお願ひします。

また、39ページの令和6年度概算要求において、「ワンストップでの知財経営支援体制・施策の強化」に向けた予算要求もしていただき、感謝を申し上げます。十分な予算の確保に向け、引き続き、よろしくお願ひします。

この「知財経営支援」に関連して、商工会議所の対応を御報告いたします。

前回は申し上げましたが、今年3月に、当所は、特許庁、I N P I T、日本弁理士会とともに、知財経営の普及や相談体制の強化に向け、「知財経営支援ネットワーク」を構築して、全国挙げて伴走型で知財活用支援を行い始めています。

全国の515商工会議所への周知に向け、まず、9月29日に、都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議において、当所から今後の商工会議所の対応を説明するとともに、I N P I Tさんから具体的な支援方法を説明していただきました。

加えて、10月から11月にかけて、9つのブロック別中小企業相談所長会議で、それぞれのブロックのI N P I Tさんから説明していただくとともに、各地の商工会議所経営指導員と名刺交換をしていただき、人的ネットワークを構築していただきました。

さらに、今後、都道府県商工会議所連合会主催の経営指導員向け研修会でも、知財経営について説明していただくことにしています。

それぞれの商工会議所では、既にI N P I Tさんや弁理士会さん等と連携しながら、中小企業向けに施策の周知、セミナーや個別相談会を実施してきています。

また、当所は、特許庁、I N P I T、日本弁理士会の特段の協力を得て、知財を積極的

に活用している中小企業の事例集を現在作成しています。出来上がり次第、随時、ホームページに掲載いたしますので、参考にしていただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。知財経営支援ネットワークとINPITとの連携のお話を頂きまして、大変ありがとうございます。

それでは、日本知的財産協会の戸田様、お願いします。

○戸田オブザーバー 御指名ありがとうございます。日本知的財産協会の参与の戸田です。

剰余金について、料金改定による大きな影響は感じられず、望むべき方向で改革がされているように思います。引き続き健全な財政運営をよろしく願いいたします。

特許出願動向について、1点コメントさせてください。

税制改正の議論がされておりますけれども、その中にイノベーションボックス制度の創設が含まれていると思います。この委員会でも委員をされている土居先生が座長として取りまとめていただきました研究会の議論がベースになっていると思いますが、知財ライセンス収入や知財売却による所得の税制優遇はオーケーなのだけれども、一部の報道では、知財を用いた製品による売上げが税制優遇の対象に含まれると、租税回避につながりかねないとして、慎重な意見もあると聞いております。

知財の実務家からすると、知財ライセンス収入や知財売却よりも、知財活用の本流は、知財の製品適用による売上増であり、「本当に製品に対して特許権が適用されているかをきちんと認定や認証する制度」などを設けて、租税回避対策を講ずれば、税制優遇の効果は非常に大きくて、特許出願増につながっていく可能性は高いと思っています。特に、「ジャパン・パッシング」ではないですけれども、日本への特許出願を控えていた外資系企業が日本への特許出願などを増やす動機にもなると思われるので、税制改正の議論には、注視していく必要があるかと思います。

もし知財の製品適用による売上収益も税制優遇されるということになった場合には、14ページに書いてありました特許出願件数動向も、この点を考慮して議論されたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。今の点について、何かございますか。

○細川総務課長 今まさにイノベーションボックスについて議論が行われているところ

でございます。過去に導入した国では、出願増につながったといった分析もあるように聞いてございますが、まさに建て付けがどうなるかというところによってくると思いますので、我々としては動向を注視するというところで、現段階では、そういったところにとどめさせていただければと思います。

○小林委員長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

黒川様、よろしくお願いいいたします。

○黒川オブザーバー　日本弁理士会の黒川でございます。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず、歳出が抑えられまして、剰余金が想定よりも増加傾向にあつて、また、シミュレーションの結果でも、特に商標の登録件数に想定との差異が見られるものの、順調に剰余金を確保できているとの見通しに変化がないということにつきましては安心いたしますとともに、引き続きまして、特許庁様の世界最速・最高品質の審査実務を維持していただきつつ、ユーザーの代理人としての立場からは、ユーザーに対しましても、必要なサービスを維持・発展していただきながら、歳出削減に御尽力いただきたく、お願い申し上げたいと思います。

次に、出願件数の増加につきましては、日本弁理士会もこれを強く望んでおります。先ほど日本商工会議所の加藤様からも御紹介がございましたとおり、今年の3月に、特許庁様、INPIT様、日本商工会議所様、日本弁理士会の4者におきまして、知財経営支援ネットワークというものを構築しておりまして、連携活動がこれまで以上に活発に行われている状況でございます。

特に、特許庁様で次年度、地域の中小企業・スタートアップに対しまして、権利化のみならず、課題解決策の検討から事業創出、製品プロモーションまで、一貫通貫で支援する新たな事業を実施されると聞いております。日本弁理士会といたしましては、最大限、この事業に協力させていただいて、このネットワークをさらに強化することによりまして、出願増加に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員長　大変重要なユーザー向けの支援であると思いますので、よろしくお願いいたします。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員　御説明ありがとうございました。

私から、33ページについて質問といいますか、確認をさせていただきたいのですが、右下に、先ほど12ページで棒グラフでも見せていただいたように、収支額が、過去の推移とともに載っているのですが、特許は、2020年度は別にしまして、稼ぎ頭でいる。意匠については、歳入規模は小さいですが、赤字幅がそれなりにあって、PCTに関しては、料金改定の結果、赤字幅は減ったけれども、ほぼ固定費なのか、支出はあまり変わっていなかったということだと思うのです。要は、トータルで見れば、剰余金がたまっていくという考え方も一つあるかと思うのですが、意匠とPCTの赤字は、結局、固定費を回収できていないということだと思うのです。固定費を回収できないということは、固定費の削減努力をするか、料金をもう一回見直すかという考え方も必要になってくるのかなと思うのですが、トータルで剰余金がたまる方向で行くべきと考えるのか、意匠やPCTの申請者にもある程度負担してもらうような剰余金のため方を考えられているのかということを確認させていただきたいと思っています。

左側のシステム投資に関しては、どの種別のシステムかによって、負担すべき額は当然変わってくると思うのですが、結構な額になると思われる庁舎改修やリスクバッファは、特許、商標がメインになってくるかもしれませんが、全体として負担すべき部分かなと思いますので、そのあたりの方向性の考え方を確認させていただければと思ってお聞きしております。

○小林委員長　　ありがとうございました。事務局、お願いしてよろしいですか。

○細川総務課長　　そういう意味では、特許制度は、基本的にはコストベースでやりながらも、全体として収支相償になるように料金設定をしていくというところがございます、全ての手続におけるコストが1対1になっているかということ、例えば審判ですと、3人の審判官が長期的に関与するというところで、純粋なコスト分析をすると高くなったりというところがございますので、そのあたりは、おおむね、それぞれのコストを前提にしつつ、政策的なところも含めて考えていくということがございますが、ただ、特にPCTは、今回、大幅値上げをさせていただいたこともありますので、ちょっと様子を見る必要があらうかと思っております。

意匠につきましては、規模が小さいということもありますので、逆に言えば、一定の負担をすると、そこどころに料金のところがググッとかかってくるということもございますので、そのあたりのバランスを見ながら考えざるを得ないかなというところはございますが、今、収支の幅は、容認できないレベルまで、まだ行っていないかと我々は分析

してございますが、そのあたりは、御議論というか、御意見を賜りつつ、ユーザーの方々  
とコミュニケーションを取りながら、しっかり料金設定、あるいは我々としての説明もし  
ていきたいと考えているところでございます。

○小林委員長　ありがとうございます。特許庁としては、知財が日本の競争力という  
観点で非常に重要なことであり、それぞれの種別のところで、どのような出願の動向にあ  
るのかということと、どのような収入とコストの問題になってくるのかも注視していき、  
システム投資、庁舎改修など、いろいろなリスクに備えるものを確実に維持していきたい  
ということですので、引き続き、御意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

○土居委員　先ほど戸田参与から、イノベーションボックス税制に関して御発言があっ  
たので、蛇足かもしれませんが、せっかくの機会ですので、ぜひ弁理士の先生方などに、  
税制のことしか専門でない私があえてリクエストというか、お願いをさせていただきたい  
と思うことがございます。

というのは、イノベーションボックス税制は、岸田総理も創設するとおっしゃったわけ  
ですから、さすがにこれがゼロ回答になるはずはないと思うのですが、何をもって知財に  
よって稼いだ所得かということを定義するところが一番難しい。それを、税制の専門家で  
しかない私から申し上げると、紐付けが非常に重要だと。特許と製品がいかに紐付いてい  
るかということをしっかり証明していく。そんなことは簡単にはできないのだという話は、  
私が座長をさせていただいた我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する  
研究会でも議論にはなったのですが、それが曖昧であればあるほど、税務当局から、本当  
にそれでいいのかと言われる上に、紐付けが曖昧な状態で税制優遇が得られるという話に  
なると、さらなる特許出願という話につながりにくい。つまり、明確に紐付けがなされて  
いるがゆえに、新たな特許出願をすることで、新たな知財収入が税制優遇を受けられるの  
だという次なる展開につながっていくとか、外国企業が日本ではまだ特許を取っていない  
のだけれども、日本で出願して、日本でイノベーションボックス税制の優遇を受けること  
が期待できるということになるので、できる限り広い製品、広い範囲でイノベーションボ  
ックス税制が認められることを願いはするのですが、特許と知財所得との紐付けをより明  
確にできるように御説明というか、プレゼンテーションというか、そういうところで弁理  
士の先生方の専門の御知見を發揮していただいて、この特許とこの知財所得はこういう形  
でつながっているのだと。複雑なものであっても、できるだけその御知見を發揮していた

だいて御説明いただければいただけるほど、イノベーションボックス税制はますますその威力を発揮するし、さらには、その税制があるがゆえに、日本で特許出願をすることの価値が高まることにつながってくるのかなど、税制側の人間として思っているということをお願いを含めて申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○小林委員長 補足いただきまして、ありがとうございます。

それでは、前半についてはこのあたりにしたいと思います。

#### 4. 特許特別会計の財政運営状況等（後半）

○小林委員長 それでは、事務局から、残りの議題について、説明をお願いいたします。

○細川総務課長 それでは、36ページ以降の説明を申し上げます。

まず、概算要求でございます。37ページを御覧いただければと思います。

まず、概算要求の中身に入る前に、そもそもの建て付けというところでございます。

こちらの委員会で多々御議論いただきまして、いわゆる定常経費というところは、料金の引上げ前の歳入で賄うべしという形で規律を頂いているということでございまして、右下の表を御覧いただければと思います。

歳入、黒く示した総額は、1,581億円と記載させていただいてございますが、これは新料金下の歳入でございますので、これを旧料金に換算いたしますと、1,391億円という赤く示した数字になるということでございます。

今回、歳出につきましては、この数字と均衡になるように積み上げをしているということでございまして、同じく1,391億円ということで、収支を相償させる形ということになってございます。こちらは、左の棒グラフの右側、令和6年度の要求見込みの1,391の数字でございます。

その上で、上のグレーのところ、133億円は新たなシステムの刷新に充てるということで、合計1,525億円ということでございます。

その左側の令和5年度予算と比べますと、合計70億円強の増ということになってございますが、ただ、単年度収支を御覧いただきますと、一番右下にございますように、先ほどの規律を遵守した結果、56億円の単年度の黒字になっているということでございます。

次の38ページは、そうした分野ごとの入り繰りを示したものでございます。

一番右の列が対前年度比ということでございます。一番上が71億円ということで、先ほ

どの増分でございますが、これにつきまして若干ブレークダウンさせていただくと、情報システムについては、先ほど申しましたとおり、定常の部分を効率化しつつ、新しいシステムのところにしっかり充てていくということ。

続きまして、審査審判関係経費につきましては、先ほど御指摘も頂きましたが、先行技術の調査などをしっかりやっていくということもございますので、21億円強の増となっておりますが、その下のほう、庁舎改修がおかげさまで落ち着いたということもございますので、そのあたりを差引きしつつ、その下、もろもろのところは、為替、あるいは物価上昇等の影響もあるということで、そういったところが積み上がって、先ほどお示しした数字になっているところでございます。

次の39ページは、予算を政策別にお示したところでございます。

大きく、青のところの審査をしっかりやっていく。世界最速・最高品質ということで、約670億円ということもございますが、その下、オレンジのところは、先ほど弁理士会様、あるいは日本商工会議所様からも言及がございましたが、イノベーション創出のための知財活用支援ということで、特別会計の中で、大きなポーションとしてやっていくところは制度上難しいところもありますが、重点的・効率的に知財活用支援をすることによって、地域中小の方々の知財の活用、あるいは産業の活力につなげていくと同時に、先ほど出願増というお話がございましたが、新たなユーザーのニーズを獲得して、財政的にも好影響になるように進めていきたいと考えているところでございます。

以上が概算要求でございます。

続きまして、「特許特別会計レポート」でございます。41ページを御覧いただければと思います。

おかげさまで、レポートの第一弾を今年の2月に出させていただいたということもございます。継続性、あるいは比較可能性という観点から、今、第2弾を準備しているところでございます。国会の関係上、正式なものはどうしても2月以降にお出しすることになりますが、今回の特徴といたしましては、42ページでございますように、当然のことではございますが、最新の数値に更新したというところでございます。

あるいは、2つ目のポツでございますが、日本はしっかり財政運営しているといっても、海外と比べてどうなのかという疑問点がユーザーの方々から多々あるかと思っておりますので、海外との料金比較をお示ししようと考えており、そういった点を更新させていただいたということもございます。詳しくは、また御意見を頂ければと思います。

最後に、御報告事項でございます。

44ページ以降でございますが、手数料の減免制度でございます。

こちらの委員会でも多々御議論いただいたということで、中小企業の皆様に対する審査請求料の減免制度は、必ずしも制度趣旨にそぐわない形で利用されているのではないかとということで、その上限を設けるということで、法改正は無事に国会を通ったということでございまして、今まさに政省令の制定の最後、来年春（令和6年4月1日）の施行に向けた準備を進めているところでございます。

1. にございますように、まさに先週の金曜日（令和5年11月24日）に、政令は閣議決定されたということでございます。

こちらで、2. にありますような算出の方法の大枠を規定してございまして、具体的な件数については、最後、省令で、これまでの御議論でお示しいただいた数値を載せていく方向で今考えているところでございます。

45ページ、46ページは、既に御案内かと思しますので、省略させていただきます。

最後の47ページのところを御覧いただければと思いますが、先ほど申しました件数につきましては、180件ということで、今、こうした方向で手続を進めているところでございますし、2つ目のポツのところは、今後、動向を注視して、もし制度の趣旨から引き続き逸脱するような場合には、さらなる制度の慎重かつ柔軟な見直しを検討ということでございますが、どうしてもたちごっこになるところもございまして、まずは、制度の趣旨をしっかりと周知してまいりたいと考えてございます。最後のポツのとおり、年ごとの財政への好影響もあるということでございますので、御報告と御礼ということで、改めて、こちらの資料を御説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○小林委員長　　ありがとうございました。

## 5. 自由討議（後半）

○小林委員長　　それでは、ここまでの内容につきまして、自由討議に移りたいと思いません。

御意見、御質問のある委員の方、オブザーバーの方、どうぞよろしくお願いたします。  
土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明、どうもありがとうございました。

私から、特に手数料減免制度の見直しに関して述べさせていただきたいと思います。

政令の制定までこぎ着けられたということは大変よかったと思います。特に初回ということですので、あまり複雑に要件を定めず、シンプルに、性善説に立ってといいたいでしょうか、そういう形で定めるということではないかと思えます。

ただ、先ほど総務課長もおっしゃったように、状況を見ながらということは必要だと思いますし、できれば性善説のままであってほしいと思いますが、ただ、全く何もせずに性善説ということは楽観的かなと思うので、注意喚起といいたいでしょうか、牽制といいたいでしょうか、抜け駆ける的なことがないことを前提に、この仕組みで初回の政令の減免制度の見直しというところになったのだというところの趣旨を踏まえて、引き続き、適切に特許出願などをなさっていただきたいというところは、ぜひとも事務局から関係業者の方々によく周知していただければと思います。

私からは以上です。

○小林委員長 貴重な御意見ありがとうございました。大変重要なところだと思います。特許庁のミッションからしますと、いろいろなところを注意深く観察していくことが非常に重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 国の財務書類は、業務費用計算書といいたいでしょうか、いわゆる損益計算書的なものもあると思えます。歳入歳出も重要なのですが、P/Lで見たら、減価償却費や必要な引当金の繰入れなども載っていますので、発生主義ベースのコストがどれぐらいかかっているのかというのは一目瞭然になります。できれば2023年度版のレポートには掲載したほうがよろしいのかなと思えますがいかがでしょうか。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。貴重な御意見かと思えます。特別会計ですので、監査がされている業務費用計算書、損益計算書について、事務局から回答いただけますか。

○細川総務課長 確認させていただきますが、確かに、スタティックなところだけではなくて、ダイナミックな動きをより説明していくという観点から、P/Lに当たる部分は、昨年度版ではお付けしていなかったというところがございますので、そのあたりは、当時の整理も確認しつつ、今年度版に入れていくべきか検討させていただければと思います。

御指摘ありがとうございます。

○小林委員長　　よろしく願いいたします。

土居委員、どうぞ。

○土居委員　　併せて御確認いただきたいのは、私の記憶だと、そもそも特別会計の財務書類作成基準があって、発生主義ベースの貸借対照表を作るのと整合的になるように、フローのほうも基準を設けていたのではなかったかなという気がするのですが。

○小林委員長　　そのとおりで、特別会計の会計基準があって、それに則って作成した上で、監査法人が監査をしているという状況です。貸借対照表だけではなく、財務諸表体系があるので。

○土居委員　　それが会計検査院の検査も受けて、国会に提出されると。

○小林委員長　　そのとおりです。

○土居委員　　ただ、一般会計だけは発生主義的なことが全くないので、一般会計に発生主義会計的な処理をした上で、特別会計を連結させて、国の財務諸表を作成するという建て付けになっているのではなかったかなと思うのですが、その辺をご確認いただければと思います。

○小林委員長　　そのとおりです。

○細川総務課長　　確認させていただきます。

○小林委員長　　特別会計については、監査法人の監査についても会計検査院が検査しております。法律上、そういった建て付けになっておりますので。特別会計の発生主義ベースの会計の財務書類をどのように入れ込めるのかということですね。また、特許庁が何をやっているのかということ、特許等のそれぞれの種別で、どのような歳入とコストになっているのかというようなことですね。統計的な情報を入れていただいていますので、そうした財務書類の情報は非常に重要だと思いますので、どう分かりやすく入れ込めるかということを検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

経団連の萩原オブザーバー、御発言をお願いいたします。

○萩原オブザーバー　　ありがとうございます。

減免制度の見直しについては、しっかりとやっていただいて、施行時期もほぼ確定しているということで、よかったなと思っております。

一つ質問なのですが、概算要求の中の38ページ、39ページ、先行技術調査等の項目で21

億円増額されております。その理由として、これは39ページですが、「先行技術調査等について必要な規模を確保するとともに、外国語文献調査を充実させることで質を更に向上」ということでもあります。このあたりは企業の特許行政にとってすごく重要なことでありまして、もうちょっと具体的に、どのように充実させるということをお考えになっているのか、今の時点で、ザクッとで構いませんが、教えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○細川総務課長 これは、外国語文献の言語分野の対象となるところを拡大させたというところでございます。

○小林委員長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○萩原オブザーバー 順次、充実させていただいていると思うのですが、令和4年度の予算、令和5年度の予算では変わらず、令和6年度で増やしたのは、企業としてはありがたいことだと思うのですが、その辺の事情を、教えていただければと思います。

○細川総務課長 今回増やしたのは、中国語、韓国語というところでございます。

中国語につきましては、どんどん増えていっているということでございますので、そういう意味で、必要性はずっと出てきているところではございますが、そういう意味で、急に今年度、必要性がググッと増えたということではございませんで、これまでの説明の積み上げで、今年度のところで予算要求をさせていただけるような体制になりつつあるということで、今、こうした数字で積み上げているというところでございます。

○萩原オブザーバー よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ほかに、御意見、御質問のある委員の方いらっしゃいませんかでしょうか。

それでは、私から。概算要求額の詳細のところ、今、萩原オブザーバーから、先行技術調査等で増えているというところの御質問がありましたが、予算のところ、特許庁として、これから重点的に強化していかなければいけないとか、先ほど、この会議の中でも御質問があったとおり、審査体制の拡充といった点で、これは来年度の概算要求ですが、でも、中期といいますか、これからの展望として、どういったところが増えていくのかについて、少し教えていただけますでしょうか。

○細川総務課長 システムにつきましては、もちろん今後増えていくというところでご

ございますので、中長期的な計画をしっかりと立てて、今後、予算上のやりくりをしていくということでございます。

先行技術調査のところは、引き続き、海外の文献が増えていくというところがございすし、AIなども含めて、新しい分野の出願が増えていくということもございすので、このあたりは今後調べるべきものが増えていくのかなというところがございすので、そういったところは、いずれにしても、しっかりした審査を行うという観点から、中長期的にも重点を置くところになると思っております。

他方、ただ増えるだけということにならないように、その他の部分もしっかり効率化等を図りながら、全体として特許行政サービスを御提供申し上げられるように努めてまいりたいと考えてございます。

○小林委員長 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御意見、御質問等、あるいは、「特許特別会計レポート」についての御意見等も頂けましたら幸いです、いかがでしょうか。

今日も御意見をたくさん頂きまして、ありがとうございました。オブザーバーの方も含めまして、非常に貴重な御意見を頂いたと思ひます。

料金改定をいたしましたので、特許特別会計の財政状況も少しずつ安定してきたといひますか、将来に必要な投資に備えることができるように、着実に進んでいるということと、引き続き、日本の競争力を高めるという点では、特許庁の役割は非常に重いものがありますので、特許、あるいは商標の問題もございましたが、そうした動向も見極めながら、オブザーバーの方の御意見も頂きながら、慎重に観察していき、特許庁の審査体制も拡充していくことが必要と思ひました。

また、減免制度も注視することが必要です。政省令等の制定によってどうなっていくのかは、スタートアップ等も含めて非常に重要なことだと思ひますので、引き続き注視していただきたいと思ひます。

また、オブザーバーの商工会議所、弁理士会からも、I N P I Tとの連携で、知財経営支援ネットワーク等のこともお話しいただきましたが、引き続き、いろいろなところと連携しながら、特許庁の活動、運営をしていただければと思っております。

また、先ほど秋山委員から御意見を頂きましたが、「特許特別会計レポート」についても、より一層リーダーフレンドリーで分かりやすく、特許庁の財務状況、あるいは運営状況等についてお分かりいただく、アカウンタビリティを果たしていくという観点で、引

き続き検討していきたいと思いますので、委員の皆様、オブザーバーの皆様からも引き続き、この点についても御意見を頂ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、少し早ひですが、本日、予定されておひます議事は以上です。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○細川総務課長 議事録につきて、これまでかなり短期間での御確認をお願ひしていると聞いてごひます。議事の公開との関係で、早めに議事録を出さねばならぬという事情もごひますので、大変お忙しいところ、恐縮でごひますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、次回につきては、恐らく過去のスケジュールと似たようなタイミングになるかと思ひますが、いずれにしても、今後、日程の調整をさせていただければと考へてごひます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第7回財政点検小委員会を閉会したいと思ひます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、御出席いただきまして、御意見を頂きまして、ありがとうございます。

本日は、長時間の御審議、心から感謝いたします。ありがとうございます。

○細川総務課長 ありがとうございます。

## 6. 閉 会